議案第２６号

母子父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部改正について

母子父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年９月８日提出

勝山市長　水上　実喜夫

提案理由

医療法等の一部改正に伴い、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改められたことにより、引用している機関名称に係る規定の整備を行うとともに、母子父子家庭医療費の助成に関する条例に事実婚の明記等を加えるため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

母子父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（母子父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条　母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例において」の次に「「児童」とは、20歳未満の者(月の途中において満20歳に達する場合は、その月の末日で）、」を加え、同項第1号中「20歳未満の」及び「(月の途中において満20歳に達する場合は、その月の末日までこの助成の対象とする。以下同じ。)」を削り、「父」の次に「(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)」を加え、同号ア中「婚姻」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)」を、「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同項第2号中「20歳未満の」を削り、同条第6項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「支払機構」に改める。

第3条第2項第2号中「第164号)」の次に「第6条の4に規定する里親に養育されている児童及び」を加える。

第6条第3項、第7条ただし書及び第10条第2号中「支払基金」を「支払機構」に改める。

（勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条　勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重度障害児(者)医療費の助成に関する条例

第2条第7項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「支払機構」に改める。

第6条第3項、第7条ただし書及び第10条第2号中「支払基金」を「支払機構」に改める。

（子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条　子ども医療費の助成に関する条例（平成8年勝山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「支払機構」に改める。

第3条第2項第3号中「勝山市重度障害児（者）医療費の助成に関する条例」を「重度障害児（者）医療費の助成に関する条例」に改める。

第6条第3項、第7条ただし書及び第10条第2号中「支払基金」を「支払機構」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年勝山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1　2　市長の項中「勝山市重度障害児（者）医療費の助成に関する条例」を「重度障害児（者）医療費の助成に関する条例」に改める。

別表第2　2　市長の項中「勝山市重度障害児（者）医療費の助成に関する条例」を「重度障害児（者）医療費の助成に関する条例」に改める。